

介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援）・指定介護予防支援事業業務 重要事項説明書

介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援）・指定介護予防支援のサービス
提供の開始にあたり、当事業所が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 地域包括支援センターの概要

事業所名	西川町地域包括支援センター
所在地 連絡先	〒990-0702 山形県西村山郡西川町大字海味 543 番地 8 西川町健康福祉課内 電話 0237-74-4405 FAX0237-74-4811
指定事業所番号	山形県指定 0602300022
開設者	(名称) 西川町 (種別) 地方公共団体・町 (代表者名) 西川町長 菅野 大志
管理者	(職名) 地域包括支援センター長 (氏名) 石川 朋弘
職員体制	介護支援専門員 1 名・保健師 3 名・社会福祉士 1 名・事務職 1 名
事業の実施地域	西川町全域
事業所の営業日 及び営業時間	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝祭日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

2. 事業の目的および運営方針

事業の目的	介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援）・指定介護予防支援 のサービス計画書（以下「ケアプラン」という。）を作成し、包括的継 続的に支援を行う。
運営方針	・利用者の意欲、能力を引き出し、自立した生活を支援する。 ・利用者の人権の擁護、虐待防止等のため必要な体制を整備する。

3. 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援）・指定介護予防支援の概要

職 種	内 容	利用料
①基本チェックリスト実 施の支援、要介護・要 支援認定の申請代行	基本チェックリスト実施の支援をします。要介護・要 支援認定を受けるための申請書を役場へ提出します。	無 料
②介護予防サービス・支 援計画の立案	同意を得て、利用者・家族の方と一緒にケアプランを 作成します。	
③情 報 提 供	介護予防サービス提供事業者、西川町が指定する指定 第1号訪問事業または第1号通所事業等事業および関 係機関等介護保険外（福祉・保健）サービス等の情報 をお知らせします。	
④連 絡 調 整	ご利用になるサービス機関との連絡調整を行います。	

4. 事故発生への対応

介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援)・指定介護予防支援のサービス提供中に、利用者の状態に変化、その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡等必要な措置を行います。

5. 秘密保持と個人情報の保護について

正当な理由がない限り、介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援)・指定介護予防支援のサービス提供にあたって知り得た契約者または家族の秘密を漏らしません。また、当事業所の職員が退職後にあっても、在職中知り得た契約者または家族の秘密を漏らしません。

サービス担当者会議における個人情報の取り扱いについては、契約者及び家族の同意を得た上で用います。

6. 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者当の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次の揚げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定します。
虐待防止に関する責任者： 石川 朋弘
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について関係者へ周知徹底します。
- ③ 研修等を通じて、人権意識の向上や知識、技術の向上に努めます。
- ④ 相談体制を整え、従業者が利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ⑤ 高齢者虐待防止のための指針を整備します。

7. 衛生管理等

事業者において感染症が発生、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について関係者に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 感染症の予防及びまん延防止のための研修を実施します。

8. 業務継続計画の策定等について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9. 苦情申し立て先

【事業者の窓口】 西川町地域包括支援センター	所在地 西川町大字海味 543 番地 8 電 話 0237-74-4405 FAX 0237-74-4811 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分
【公的団体の窓口】 山形県国民健康保険団体連合会	所在地 寒河江市大字寒河江字久保 6 番地 電 話 0237-87-8003 FAX 0237-83-3354 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時

私は、本書面により、事業所から介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援）・指定介護予防支援についての重要な事項の説明を受け同意いたしました。

令和 年 月 日

契 約 者 (ご本人)	住 所	山形県西村山郡西川町大字
	氏 名	印
署名代行人 (ご家族等)	住 所	
	氏 名	印

【説明者】 西川町地域包括支援センター 氏名 印

(別 紙)

介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援）・指定介護予防支援のサービス業務の実施方法等について

1. 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援）・指定介護予防支援のサービス計画書（以下「ケアプラン」という。）作成について

- ① 事業者は、ケアプランの原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - (1) 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - (2) 利用する介護予防サービスの選択にあたっては、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - (3) 事業者は、利用者に対して介護予防サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - (4) 事業者は、ケアプランの原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者の専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 事業者は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めます。
- ③ 事業者は、ケアプランの原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - (1) 事業者は、利用者のケアプランの原案への同意を確認した後、原案に基づくケアプランを作成し、改めて利用者の同意を確認します。
 - (2) 利用者は、事業者が作成したケアプランの原案に同意しない場合には、事業者に対してケアプランの原案の再作成を依頼することができます。
- ④ ケアプラン作成業務は事業者と契約を締結して作成します。また、介護支援の指定を受けた居宅介護支援事業所と契約を締結して作成することもできます。
- ⑤ 事業者は、居宅介護支援事業所に、介護予防支援等に係る業務を委託することができます。

2. サービス実施状況の把握・評価について

- ① 事業者は、ケアプラン作成後も利用者またはその家族、さらに指定介護予防サービス事業者と継続的に連絡をとり、ケアプランの実施状況の把握に努めるとともに、目標に沿ったサービスが提供されるよう指定介護予防サービス・支援事業者等との調整を行います。

- ② 事業者は、ケアプランが効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ③ 事業者は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

3. ケアプランの変更について

事業者がケアプランの変更の必要性を認めた場合、または事業者がケアプランの変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもってケアプランの変更をこの介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

4. 給付管理について

事業者は、ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

5. 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

6. 介護予防サービスについて

- ③ 事業者は、利用者の要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ④ 事業者は、利用者が希望する場合は、要支援認定の申請を利用者に代わって行います。